

旭 市 入 札 約 款

（趣旨）

第1条 旭市の発注に係る工事又は製造の請負、業務委託、若しくは物品購入等に係る競争入札を行なう場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令並びに旭市財務規則、旭市事後審査方式制限付一般競争入札実施要綱、旭市建設工事に係る一般競争入札実施要綱及び旭市電子入札実施要綱に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによる。

（定義）

第1条の2 この約款において電子入札とは、ちば電子調達システム（以下「電子入札システム」という。）を使用する入札をいう。

（入札等）

第2条 入札参加者は、設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）及び現場を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計書、仕様書、図面、契約書案等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は電子入札システムにより作成し、入札受付期間内に電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、電子入札が利用できない場合は、工事、測量・建設コンサルタント業務においては入札受付期間内に、業務委託、物品購入においては参加資格申請受付期間内に入札執行担当課へ連絡し、その指示に従わなければならない。

3 入札参加者は、旭市競争入札参加資格名簿に登録された代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（入札辞退）

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札受付期間内は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札受付期間内に入札執行担当課へ連絡し、その指示に従わなければならない。

3 入札受付期間内に入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取り止め等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 指名競争入札において入札参加者が一人である場合は、特別な理由がない限り入札を

取り止めるものとする。

（無効となる入札）

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 電子認証書を不正に使用した入札
- (6) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は、二以上の代理をした者の入札
- (9) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札において、入札金額内訳書の提出がない入札又は入札金額内訳書に不備のある入札
- (10) 初度の最低入札価格以上の再度入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

2 前項の規定によるほか、紙様式による入札の場合は、次の各号の一に該当する入札は無効とする

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 金額を訂正した入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（失格となる入札）

第5条の2 次の各号の一に該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を定めた入札であって、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札であって、当該入札の配置予定現場代理人が、既に落札した工事の配置予定技術者と同一人物である等の理由により、市が求めている現場代理人の常駐義務を果たすことができないと入札執行者が判断した入札
- (3) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札であって、当該入札の配置予定主任技術者又は配置予定監理技術者が、建設業法で規定する技術者専任義務を果たすことができない恐れがあると入札執行者が判断した入札

（落札者の決定）

第6条 入札参加者のうち、予定価格及び最低制限価格（工事又は製造の請負に限る。）の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合

においては、原則として最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、工事又は製造の請負について、落札者となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第7条 落札となるべき同価格の入札者が二以上あるときは、直ちに電子入札システムによるくじにより落札者を定める。

（再度入札）

第8条 開札した場合において、予定価格に達した入札がないときは、再度入札を行なう。

2 再度入札は、一回とする。

3 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加したものであつて、最低制限価格を下回らない価格をもって入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加することができない。

4 初度の最低入札価格以上の再度入札は、無効とする。

（契約の締結）

第9条 落札者は、落札決定後、契約通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付するべきものに限る。）を締結しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、当該落札はその効力を失うものとする。

（契約の保証）

第10条 落札者は、当該契約の締結後直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券等の価額は、当該各号に定める価額とし、証券等が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価額が額面又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入

札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額)

(4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額

(5) 金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証 保証する金額

3 前2項の規定にかかわらず、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 落札者が過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を二回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 落札者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 契約金額が500万円未満であり、かつ、落札者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(異議の申立)

第11条 入札者は、入札後、この約款、設計図書等及び現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。